

日本労働年鑑 第27集 1955年版

The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第五編 失業対策

第三章 産業開発青年隊と農村建設青年隊

産業開発青年隊と農村建設青年隊は、その設立の動機、目的は複雑でその性格も決して単純なものとはいえないが、両者がともに、深刻化しつつある農家次三男問題の一対策としてとりあげられ、政府の財政的支持をうけて運営されている農村潜在失業対策であることは間違いない。もちろん、建設省の主管する産業開発青年隊は、総合開発工事その他の公共事業に農村青年労働力を動員することに重点がおかれ、農林省の主管する農村建設青年隊が、国内開拓による青年の入植・定着に目標をおくという差はあるが、両者に共通した性格は、いずれも農村青年の「下からの盛り上り」、自主的運動を援助するという建前をとっていることである。しかし産業開発青年隊のテストケースとして全国注視の的となった山形県野川ダムのはあい、五〇〇名の募集に対し応募者わずか二〇名という成績を見てもわかるように、また三重県では本年三月募集成績不良のため一応中止となった事情をみても、これが農村青年の下からの自主的運動として出発したかどうかは疑問で、また野川ダムその他の事例によっても、そこには多くの問題がふくまれていることは否定できない(本年鑑第二六集八四一頁以下参照)。

建設省主管の産業開発青年隊は五三年度一〇隊五〇〇名で組織し施設費の三分の一、運営費の二分の一を国庫補助することに決定したが、今年度は試験的に作業状況や終了後の技能習得、就職状況等を見た上、成功すれば将来本格的に立法化する意向のようである。建設省の実施要綱による青年隊の内容はつぎの通りである。

(産業開発青年隊実施要綱)

- (一)一七才以上二五才未満の未婚の男女五〇名で一隊を編成する。
- (二)作業期間は一カ年とする。
- (三)キャンプにより共同自治生活を行い、一隊について二名の補導員を附す。
- (四)一週一〇時間または一カ月四〇時間以上の教育を行い、修了者はその技能に応じ職業をあっせんする。
- (五)募集、編成、関係機関との連絡等は、地域の青年団が中心になって行う。
- (六)五三年度経費は一キャンプ当り三三四万一〇〇〇円を予定しうち一二五万七〇〇〇円を国庫補助する。

つぎに農村建設青年隊は農林省主管の「農村青年開拓事業等就労補導要綱」によって運営されることになっているが、本事業の予算は五二年度補正六七六万三〇〇〇円、五三年度一三二九万二〇〇〇円計二〇〇五万五〇〇〇円である。青年隊が実際に組織されたのは、一九五二年山形、福島、三重、香川、熊本、宮崎の六県で、作業は開墾、干拓、灌排水工事等の農業土木事業が多い。本年度はさらに五県を加えて一一県に組織されることになった(後掲「実施計画」参照)。

五三年度中に実際に発足した青年隊は次の通りである(「農村建設新聞」第四五号一九五三・一〇・一五)。

- (1)農林建設青年隊
山形、福島、三重、香川、熊本、宮崎県一五二年にひきつづき五〇名ずつ一集団
千葉、静岡、島根、大分、秋田、佐賀一六〇名ずつ一集団
- (2)産業開発青年隊
山形一五〇名一集団
北海道一二五名ずつ二集団
埼玉一二五名一集団
静岡一二五名ずつ一集団
長野一二五名一集団
佐賀一五〇名一集団
熊本一五〇名一集団
宮崎一五〇名ずつ二集団

農林省の主管する農村建設青年隊の補導要領は次の通りである。

(昭和二七年度農村青年開拓事業等就労補導要綱)

一、趣旨

この事業は、農村青年(特に二、三男)の自主的に盛りあがる希望により、主として、将来入植農家として自立自営しようとする者を養成し入植せしめるために、県が実施しようとする概ね左記内容の事業に対し政府が必要な行政援助を与え健全な発展を図るを、この趣旨とする。

二、実施要領

(一)対象府県

昭和二七年度においては、実施可能なる六県を対象とする。

(二)対象事業

主として開拓道路の建設・大規模なかんがい排水工事・干拓工事等の公共事業とし、比較的簡易な作業とする。国又は県直営の事業を適当とする。

(三)実施主体及び協力体勢

地方は県を実施主体とし、適当な協力団体に協力せしめるものとする。

特に、この事業は、農村青年の自発的な盛りあがりをもとに行うを本旨とするので、県内協力体勢の確立及び整備については、各方面の協力を得られるよう慎重配慮のうえ、これを実施するものとする。

(四)参加青年の資格

自作農家として自立自営を志望し、心身健全にして共同生活に堪え得る農村青年(主に二、三男)とする。

(五)編成

1 参加青年の選考

農村青年の自発的参加を基盤とするので、啓蒙宣伝に特に努力し、参加希望者の中から、県と協力団体が協力して適格者を選考し決定する。

2 参加者基礎講習

作業集団の編成前に、趣旨の徹底・共同生活の素地の育成等のため、適当な場所で五日乃至七日間の基礎講習を行う。

3 作業集団の編成

一集団五〇人編成とする。

編成の期間は一年を適当とする。

二七年度は三カ月であるがそのまま二八年度に継続するも差支えなく、また二七年度は一応終了した後、その中から優秀な者を選抜して、二八年度の新編成集団の基幹員とする方針でも差支えない。

作業集団の編成は、補導者の下に、参加青年により自主的に行わしめる。

(六)作業集団の運営

補導者の補導の下に、自活しつつ共同生活を自治的に適正かつ健全に運営せしめ、作業を能率的に行わしめる。

(七)技能実習及び講義

県と協力団体が協力して、参加青年の希望を尊重し、適切な技能実習・講義および実地見学を行い、各自の技能の習得や知識の向上を図り、健全な自営農家または産業青年としての素質を作らしめる。

(八)労働賃金

各自が、作業の種類によるその労働実績または作業実績等に基づいて、適正な賃金の支給を受ける。

この労働賃金が、低賃金として固定せざるよう、特に留意するものとする。

(九)専任事務者および補導者

県に、専任事務者および補導者を置く。この専任事務者および補導者は、県と協力団体と協議のうえ選考し、農林省の承認を得て決定する。

(一〇)施設および備品の整備

一 集団二棟の割で、移動宿舍を準備する。

一 集団ごとに事務用具、共同生活用具、教養用具、連絡運搬用具等を準備する。技能実習用の各種機械を現地に適応して準備する。

この施設および備品の整備は、農林省と協議のうえ承認を得て行うものとする。

(一一)経費の負担

作業集団の施設費および備品費は1/3額、その他の経費は1/2額を、国が府県に補助するものとする。

次に参考資料を二つ掲げる。

昭和二七年度 農村青年開拓事業等就労補導事業実施計画一覧

実施事業

県名	集団数	事業名	地区名	作業種類
山形	一	開墾及び干拓事業(県営)	赤川地区	(二八年度計画参照のこと)
福島	一	干拓事業(県営)	山信用地区	用排水路建設道路建設(二八年度計画参照のこと)
三重	一	宮川総合開発事業(水没部落移住地建設)(県営)	宮川流域地区	(二八年度計画参照のこと)
香川	一	灌漑排水事業(県営)	三郎池地区	(二八年度計画参照のこと)
熊本	一	埋立農地増成及び用水路事業(県営)	玉名地区	(二八年度計画参照のこと)
宮崎	一	開墾事業(県営)	海老野地区	開田開畑(二八年度計画参照のこと)

昭和二八年度 農村青年開拓事業等就労補導事業計画一覧

実施事業

県名	集団数	事業名	地区名	作業種類	入植地区名	
秋田	一	開拓道路事業(県営)	十和田地区	道路改修、橋梁架設、暗渠建設	十和田地区	
山形	一	開墾及干拓事業(県営)	赤川地区	道路建設、開田	(北海道)豊谷幌延地区	
福島	一	堰堤建設事業(県営)	大笹生地区	堰堤建設	羽黒地区、東京山地区	
千葉	一	干拓事業(国営)	印旛・手賀沼地区	疏水路掘さく、海面埋立	鹿島地区	
静岡	一	開拓地建設事業(国営)	西富士地区	道路建設、水道敷設、防風林設置	西富士地区	
三重	一	宮川総合開発事業(水没部落移住地建設)(県営)	宮川流域地区	道路建設、開畑、部落敷地		
造成			京ヶ野地区、長岡地区			
島根	一	開拓道路及農地増成事業(県営)	船通山地区	道路建設、開畑	船通山地区、蔵木地区、浅利地区、久利地区	
香川	一	灌漑排水及開拓建設事業(県営)	三郎池地区及北海道幌延地区	用水路掘さく、開畑、道路建設	(北海道)門寒別地区	
佐賀	一	農地造成及開拓事業(県営)	藤津東部地区及上場地区	道路建設、橋梁架設、工事測量	藤津東部地区	
			有明干拓事業(国営)	有明地区	干拓堤堰及排水路建設	
熊本	一	埋立農地増成及用水路事業(県営)	玉名地区	埋立、開田	古城地区	
			開拓道路事業	くらだけ地区	道路建設	山西地区
宮崎	一	開拓道路事業(県営)	黒原地区、内山地区及小林牧場地区	道路建設、橋梁架設	有水地区、御池地区	

以下に一九五二年より発足した山形、福島、三重、香川、熊本、宮崎六県の農村建設青年隊について、その運営の状況を記そう。五〇名を一集団とする青年隊に対する農林省の補助金は五三年一月一三月の三カ月間で一一〇万円、県の補助一九五万円合計一集団当り三〇五万円である。県の担当箇所は農地部開拓課(ただし熊本県は振興部庶務課)、直接隊の企画運営にあたる組織は、各県とも青年隊運営の委員会(協議会)で、これには県、各種団体、学識経験者が参加し、青年

団県連合会が協力している。

農村建設青年隊の当っている事業は、次のように農業土木工事が主である。

山形—干拓事業(道路建設、開田)

福島—干拓事業(河川築堤建設)

三重—干拓事業(水路、内堤建設、地盤増成)

香川—農大附属農場建設(階段畑施工、開墾畑、道路建設)

熊本—埋立工事(埋立、開田)

宮崎—寒冷地農場建設(開墾、道路建設)

右の香川のばあいは、農科大学附属の四〇町歩に及ぶ傾斜地農場の建設工事で、これは同県のモデル農場となるものである。またこの工事参加中の青年隊員は香川農大教授の農業土木、農業経営と理論等についての講義をうけるので、知識技能の習得には特に便宜を与えられている。

青年隊生活の期間は三—六カ月である。編隊と作業に入る前に一週間ないし三週間の基礎講習がおこなわれる。講習科目は、青年隊の趣旨、事業の目的、県政の実情、保健衛生、一般学識等である。

隊の編成は専任事務官(県嘱託)一名、補導官一名の助言により隊員自らの手により団長班長等の世話役を選出する。たとえば熊本の場合のばあいは別図のような機構である。

技能実習や講義の内容をみると次の通りである。時間は毎ター時間半から二時間、このほか雨天休日等があげられている。

科目は各隊とも技術教育とくに農業技術教育が大部分で、社会教育は補足的である。講義種目は、作物、園芸、畜産、土壌、肥料、病虫害、農業機械、土木機械、農業土木建築、電気、気象、協同組合、農業簿記、農業経営、栄養、保健衛生、時事問題、社会公民、経済法律常識、政治等である。実習科目は、測量、土木施行等のほか、技能教育科目として、発動機、モーター、トランスの操作修理、トラクター、自動耕耘機、ハロー等の操作修理、気象観測、耕作試験、建築実習等である。

作業状態は、午前四時間、午後四時間の八時間労働で、入隊後一カ月間位は不熟練のため能率がわるいが、2カ月目より作業成績はかなり向上すると報告されている。

隊員の労賃は、工事内容、作業種類により一定していないが、大体つぎの通り(一日当り賃銀)。山形二五〇円、福島二六〇—三〇〇円、三重三〇〇—三三〇円、香川一六〇—一七〇円、熊本二二〇—二三〇円、宮崎二五〇円。

隊生活による食費は一日当り、福島三五円、宮崎六〇円、熊本八五円等である。

賃銀は地域的にかなりの差異があるが、山形県その他の例のように食費をひいたらほとんど手元に残らぬというばあいもあり、宮崎県のばあいのように三カ月の作業で平均三五〇〇円の貯金のできたところもある。

青年隊の保健状態は、詮衡によって健康者ばかり集めたためもあるが、風邪、腹痛、歯痛、切りキズ等の軽微な疾病をのぞき、おおむね良好だといわれる。県では保健婦を巡回させているところもある。

隊の施設は、国と県の補助金でつくられ、一隊につき宿舎二棟、補導事務所一棟、食堂、炊事場、クラブ一棟等で、総坪数七五坪である。備品は一人当り布団二枚、毛布二枚、敷布、机、戸棚、黒板、謄写板などで、このほか、技能習得上の要具があり、各隊員には作業衣、帽子、地下タビ、手袋等が配給されている。しかしこれらの設備、備品については青年隊員に相当の不満がある様で、とくに食糧運搬のため、または技能実習のための自動車の配備については多くの隊で要望が強い。

以上の通り、発足以来二年目に入った青年隊運動も、なお試験期の域をいわず、これをもって実
際的な効果のある港在失業対策となすことは到底できない。問題は、この青年隊が政府によって本
格的にとりあげられたばあい、いかなる性格の運動として発展し、また影響を及ぼすかという点であ
る。青年隊が二五〇円前後の低賃金で農村青年を公共事業に動員し、それに思想運動、倫理運動
の性格がもたされるばあいは、社会的経済的に重要な意味をおびざるを得ない。しかもそれが政府
の財政資金をバックにして行われる事業だけに影響は大きい。農村次三男問題、潜在失業問題が
ますます深刻化する傾向にあるだけに、青年隊運動は既教育隊員を中核としておそらく今後拡大さ
れて行くものと予想される。

日本労働年鑑 第27集 1955年版

発行 1954年11月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2001年10月16日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1955年版(第27集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
